

東海市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

そこで、国は、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法を平成24年5月に定め、対策の強化を図っているところである。

なお、新型インフルエンザの発生を阻止することは不可能であり、発生時期を正確に予知することも困難である。発生した場合には、交通手段の発達した現代では、非常に短期間で世界的な大流行となる可能性が高いことを踏まえると、発生前の段階から対策を推進する必要がある。

2 市行動計画の作成

平成25年6月、国は新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策ガイドラインを示した。

また、愛知県においては、平成25年11月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第7条に基づく愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定した。

以上の国や県の動きを踏まえ、特措法第8条の規定により、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画に基づき、平成21年9月に策定した東海市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに東海市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定する。

3 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- (3) 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

発生段階の分類

①未発生期	②海外発生期	③県内未発生期	④県内発生早期	⑤県内感染期	⑥小康期
-------	--------	---------	---------	--------	------

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

本市行動計画では、政府行動計画や県行動計画で示された推計を参考に、健康被害を想定した。

流行規模は、社会環境など多くの要素に左右され、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

<東海市、愛知県及び全国の流行規模推計>（病原性は、いずれも中等度～重度とする）

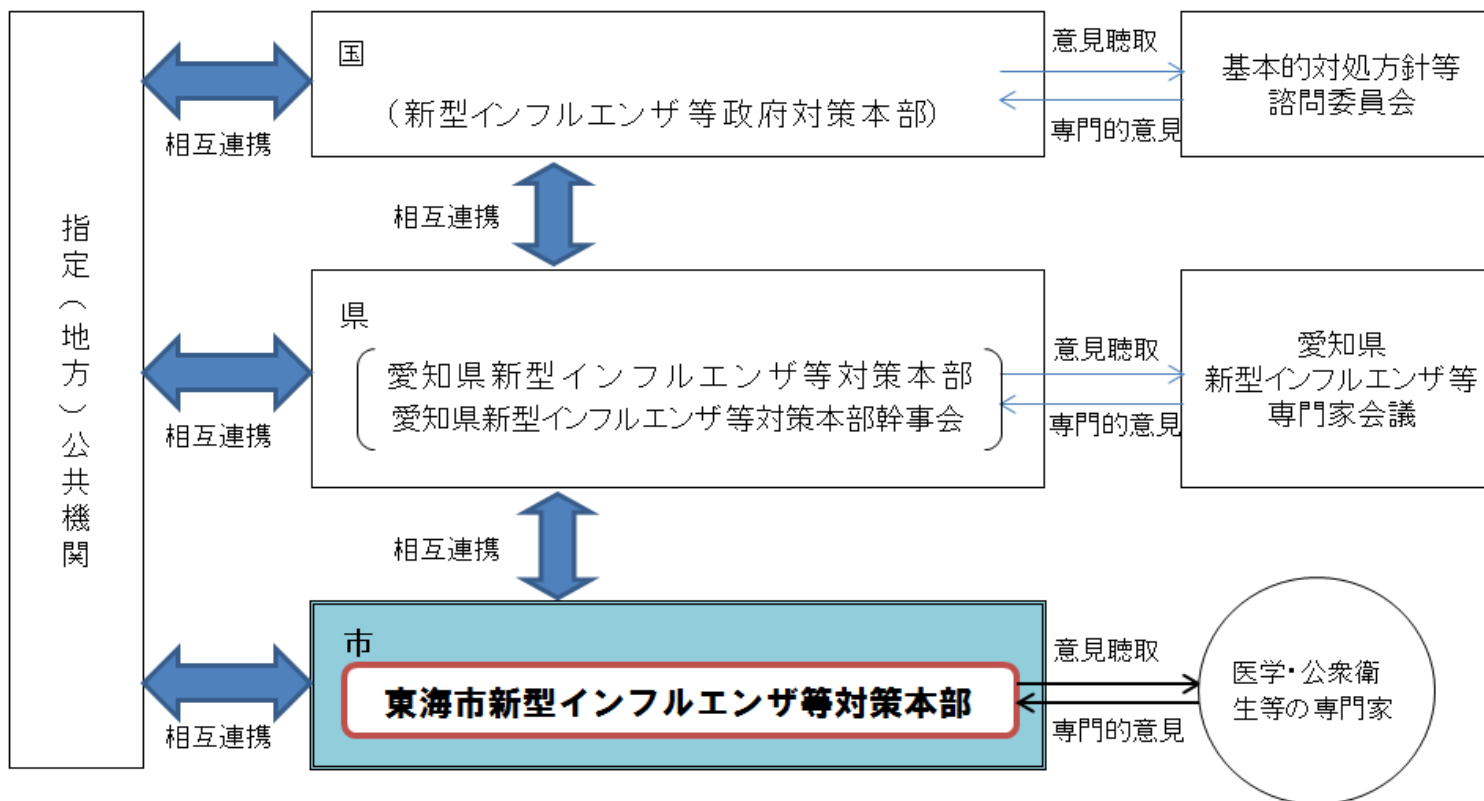
	東海市	愛知県	全国
人口(平成22年)	107,690人	7,410,719人	128,057,352人
罹患率25%の場合の外来患者数	10,900～21,000人	75万～145万人	1,300万～2,500万人
入院患者数	440～1,680人	31,000～116,000人	53万～200万人
死亡者数	140～540人	10,000～37,000人	17万～64万人
1日当たりの最大入院患者数	80～340人	6,000～23,000人	10.1万～39.9万人

(注) 基礎となる人口データは、平成22年国政調査による。

5 行動計画の主要6項目 (1)実施体制 (2)情報共有 (3)まん延防止 (4)予防接種 (5)市民生活及び地域経済の安定の確保 (6)医療

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が国内で発生し、緊急事態宣言が発令されたとき



(2) 情報共有

発生前においては、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を市民、医療機関及び事業者等に情報提供する。発生時においては、発生段階に応じて、国内の発生状況、対策の実施状況について、個人情報保護と公益性に十分配慮して情報を発信する。特に県、医師会などの医療関係団体等とは迅速な情報共有に努める。

(3) まん延防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい及び人混みを避ける等の基本的対策を啓発する。
また、国や県からの要請に基づき、不要不急の外出自粛や施設使用制限について協力する。

(4) 予防接種

ア 特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供の業務等の事業者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員に対して、臨時に予防接種を実施する。

イ 住民接種

病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定した接種順位に従い、住民に対して予防接種を実施する。

医学的ハイリスク者	小児	成人・若年者	高齢者
-----------	----	--------	-----

(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行う。併せて、一般の事業者においても事前の準備を行うよう働きかける。

(6) 医療

ア 発生前における医療体制の整備

保健所を中心として、医師会・薬剤師会、医療機関、薬局等の関係者と密接に連携を図りながら、医療体制の整備を推進することに協力する。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

県が実施する新型インフルエンザ等患者等の感染症指定医療機関等への入院、院内での感染防止策等に協力する。
また、県が「帰国者・接触者相談センター」を設置した場合は、その周知を図る。

発生段階による対策

	1 未発生期	2 海外発生期	3 県内未発生期	4 県内発生早期	5 県内感染期	6 小康期
対策の主な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 体制の構築、訓練の実施等の事前準備 継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施体制への切り替え 積極的な情報収集及び情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 海外発生期の対策を継続 感染拡大を抑える対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 医療の確保、経済維持 積極的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大策から被害軽減策へ切替 積極的な情報提供 必要なライフライン等の事業継続 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の実施の評価 医療・経済の回復
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて市対策本部幹事会を開催 市行動計画の策定・見直し 連携体制の確認 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国の対策本部の「緊急事態宣言」により、市対策本部を設置・会議開催 情報の集約・共有・分析を行う 		<ul style="list-style-type: none"> 県内感染期宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 国の対策本部の「緊急事態解除宣言」により、市対策本部を廃止 	
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な情報提供 媒体の検討 相談窓口の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県が発信する情報を入手し、市民へ提供 相談窓口（電話相談含む）設置 受診方法の周知 				<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の縮小
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 咳エチケット等基本的な感染対策の普及 緊急事態における外出自粛についての理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者への対応 外出自粛要請の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における感染対策徹底の要請 学校・保育施設等の臨時休業の要請 外出自粛要請 		<ul style="list-style-type: none"> 市民・地域・事業者への感染対策の継続 	
(4) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種及び住民接種の体制の構築 市民の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 市民への具体的な情報提供 			
(5) 市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握と生活支援の検討 備蓄品・施設の整備 火葬能力の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への職場における感染対策準備要請 遺体安置所及び当該作業人員の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者への買い占め・売り惜しみ等自粛の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における感染対策実施要請・協力 市民・事業者への買い占め・売り惜しみ自粛要請 要援護者対策実施 遺体搬送・火葬作業調整 遺体安置所の運営 		<ul style="list-style-type: none"> 広域的な火葬体制の確保 臨時遺体安置所の確保
(6) 医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制整備への協力、訓練等への参加 個人防護具等の備蓄・整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への情報提供 帰国者・接触者への対応 			<ul style="list-style-type: none"> 患者及びその家族に対する支援 医療機関への情報提供・連携・協力 	